

岐阜県選奨生奨学金等債権回収業務委託 に関する一般競争入札公告

岐阜県選奨生奨学金等債権回収業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

平成 31 年 3 月 8 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

岐阜県選奨生奨学金等債権回収業務委託

(2) 業務の内容

岐阜県選奨生奨学金貸付金、岐阜県高等学校奨学金貸付金及び岐阜県子育て支援奨学金貸付金の未回収債権の回収を行うもの。

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務委託期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 委託料

委託手数料は、各年度において本業務により受託者が回収した金額（月締め）に私学振興・青少年課及び教育財務課所管ごとに手数料率（成功報酬率）を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（1円未満の端数切捨）を当該年度の委託手数料とし、私学振興・青少年課及び教育財務課所管のそれぞれの各年度予算見込み額を上限とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 弁護士又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可を受けている債権回収会社であること。
- (6) 弁護士にあつては、弁護士法第57条第1項第2号から第4号に規定する懲戒処分を、弁護士法人にあつては、同法第57条第2項第2号から第4号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。
- 債権管理回収会社にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理経理係
電 話 058-272-8734
F A X 058-278-2816
[E-メール c17773@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17773@pref.gifu.lg.jp)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成31年3月8日（金）から平成31年3月14日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成31年3月18日（月）午後4時 必着

※期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成31年3月20日（水）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年3月28日(木) 午前9時30分

(入札を郵便で行う場合には、平成31年3月27日(月) 午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県庁 11階 教育委員会室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとする

なお、入札は、本県が示す債権回収見込額に入札者が見積もった手数料率を乗じた総価で行うものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額(以下「入札書等記載金額」という。)のうち、平成31年9月分までの債権回収見込額に基づき確定する金額については当該金額の100分の8に相当する金額を、平成31年10月分以降の債権回収見込額に基づき確定する金額については当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(平成31年度の各期間、又は平成32年度以降の各年度の当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち平成31年9月分までの債権回収見込額に基づき確定する金額における108分の100に相当する金額と平成31年10月分以降の債権回収見込額に基づき確定する金額における110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格のうち平成31年9月までの債権回収見込額に基づき確定する価格に108分の100を乗じて得た額と平成31年10月以降の債権回収見込額に基づき確定する価格の110分の100を乗じて得た額(平成31年度の各期間、又は平成32年度以降の各年度の当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)との合計額の範

圏内の価格で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。ただし、入札者の中に郵便による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。